

試験合格から宅地建物取引士証が交付されるまで

① 試験合格



- ② a. 登録申請前10年以内に2年以上の宅地建物取引に関する実務経験がある
または
b. 国土交通大臣の登録を受けた登録実務講習機関が行う講習を修了している
または
c. 国、地方公共団体またはこれらの出資法人において、宅地建物の取得、
処分等に従事した期間が2年以上ある 場合、



③ 資格登録申請

※試験地が奈良県の方は奈良県庁建築安全推進課
へ必要書類をそろえて提出



約30日後

④ 資格登録完了

※ハガキで通知



⑤ 宅地建物取引士証の交付申請

※(公社)奈良県宅地建物取引業協会
へ交付申請書を提出



約1週間～10日

(※法定講習を受講しない場合の日数)

⑥ 宅地建物取引士証の交付

- 資格登録(③)のお手続きについては、お電話される前にこちらをよくご確認ください。
(<http://www.pref.nara.jp/secure/95079/takkenshitourokuannai.pdf>)
- 登録実務講習(②b.)については、各実施団体にお問い合わせください。
国土交通省のホームページ(下記URL)に、実施団体の一覧が掲載されています。
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html)
- 合格後1年以上経過してから宅地建物取引士証の交付申請(⑤)をされる場合は、宅地建物取引士証交付申請とあわせて法定講習の受講が必要です。登録通知(④)のハガキが到着しましたら、(公社)奈良県宅地建物取引業協会(Tel:0742-61-4528)で受講予約を行ってください。
- 宅地建物取引士としての業務を行うには、宅地建物取引士証の交付(⑥)まで受けなければなりません。